

あつたことは先にふれた通りである。筆者の想像であるが佐伯氏は持直を支持していだし、嘉吉の乱後は持直に呼応して反大内の旗色を鮮明にしていたので、或は持直が佐伯に居るのではないかと思つて、大内勢が堅田に侵攻し左ひでは謝るまいか。

大友興廢記の大内勢の堅田侵攻の記事の中で、大内義隆は大内教弘に、大友親治へ十八代には大友義隆へ十四代へと改めねば時代が合わなくなる。これは興廢記の著者の考え方だつたろうと思われる。

持直は嘉吉二年の末頃から全く没落逃晦して史上から姿を消してしまつたが、尚しばらく生存して文安二年へ一四四五) 正月四日に、波瀬万丈のその生涯を閉じている。

(へおあり)

〔研究〕

藩庁より米麦賛借の事

渕村羽出浦にある庄屋古文書

(5)

賛助会員 妻部弥右衛門

〔前文〕

この村は鶴見半島の北側にあり、田地は皆無、畠地も少なかつたので、食糧は不足して平常他の地方から買入札していくことはいうまでもないが、藩庁から貸しつけを受けていたとは、思ひもかけぬことである。

そして米、麦共に返納日月賦で、銀を代納することになっていた。(これは別冊に載つてゐる「賛借米代銀取立帳」の記録で説明する。)

然るに、常食に缺ぐことのできない麦の借入数量が僅かであつたのに反して、当時農民の常食には適当でない米の借入数量が極めて多い点に不審を感じていたところからすも米麦の借入季節が、麦は端境期に当る春二、三月頃の借受けであり、米は冬十一月、十二月の借受けにていいので、麦は食糧不足による借受けであるが、米の方は食糧不足といつよりも、新たなる年を迎える正月用に充てる糧米目的も含まれていたのではないかと考える。

このあたりの漁村では江戸時代から(第二次世界大戦の頃)制定された食糧配給制度の実施されるまで(以一)、年末になると年米といつて、普通家庭で穀米一俵、粳米一俵へ三斗入又は四斗入へを買入れて正月を迎える風習があり、いわへ現今もその風習は残つてゐるが、数量は幾分少なくなつてゐるので、それらの關係から年末には多量の米を賛借していだものではないかと思われる。それが爲に何程かの借金をして、長年の間その返済に苦しむ者もいたらしいが、苦しい境遇にありながら、米まで賛借して一家睦まじく正月を樂しく迎えていた点には、味わうべき何ものが身るよう妄想がある。そして沢山の餅を焼いて、お雑煮又は焼餅として、正月中一家楽しく食べていらう。

その関係文書は、次の十通である。

(編集者 製版の都合から越足までに)

〔訓点付〕執筆者、役印となるところは庄屋以下村役人の連署
藩庁第弐資料乙の如く、すべて提出上書の様書である。

奉願口上書

一御米五拾石

古者當浦百姓共之內難疾仕候二付書面之御米并借仕
度奉願候御慈悲之上右願之通被^ニ仰付被下候及
ば難有仕合^ニ奉存候尤返上之義^ハ被^ニ仰付水第
急度上納皆濟可仕上候依而奉願候延如件

嘉永六年十二月三日

役人中印

進上

印

(第二資料乙)

進上

役

嘉永六年三月二十二日

奉願口上書

一麥拾石

古者當浦百姓共之內難疾仕候二付書面之麥并借仕
度奉願候御慈悲之上右願之通被^ニ仰付被下候及
ば難有仕合^ニ奉存候尤返上之義^ハ被^ニ仰付水第
急度上納皆濟可仕上候依而奉願候延如件

嘉永六年三月二十二日

奉願口上書

一麥拾石

(第一資料乙)

奉差上御請証文之事

一麥拾石

古者當浦百姓共之內難疾仕候二付書面之麥并借仕

度奉願候御慈悲之上右願之通被^ニ仰付難有仕合
季存候尤返上之義^ハ米百九月中急度上納皆濟可仕
上候依御請証文奉差上候延如件

嘉永六年三月廿二日

役

印

進上

役人中印

進上

印

嘉永六年十二月三日

役人中印

(第二資料甲)

(註) 来る足は承年であるから實、書裏りで有るう。

奉願口上書

一御米五拾五石或斗

右者當浦百姓共之內難滋仕候二升書面之御米并借仕度奉願候 御慈悲之上右願之通被爲二仰付被下候日々難有仕合二奉存候 尤返上之儀者被二仰付次第急度上納皆許可仕候 依而奉願候延如件

嘉永七年十一月二十一日

役人中印

進上

(第三資料乙)

一御米五拾五石或斗

收拾三石八斗

未正二月返上
四月返上

拾三石八斗

六月返上
八月返上

奉差上御請証文之事

進上

役人中印

奉願口上書

一御米四拾六石八斗

右者當浦百姓共之內難滋仕候二升書面之御米并借仕度奉願候 御慈悲之上右願之通被爲二仰付被下候日々難有仕合可奉存候 尤返上之儀以被二仰付次第急度上納皆許可仕上候 依奉願候延如件

安政二年十一月廿八日

全处目附

羽出浦庄屋

吉

全

頭百姓

重古爵門

諸右衛門

進上

(第四資料乙)

奉差上御請証文之事

一御米四十六石八斗

收拾三石七斗

未辰二月返上
四月返上

拾三石七斗

六月返上
八月返上

右者當浦百姓共之內難滋仕候二升書面之御米并借仕度奉願候延 御慈悲之上右願之通被爲二仰付被下候日々難有仕合二奉存候 尤返上之儀八右月請之通急度上納皆許可仕上候 依御請証文奉差上候延如件

嘉永七年十二月二十一日

右者當浦百姓共之內難滋仕候二升書面之御米并借仕度奉存候延 御慈悲之上右願之通被爲二仰付被下候日々難有仕合奉存候 尤返上之儀八右月請之通急度上納皆許可仕上候 依御請証文奉差上候延如件

安政二卯年十一月廿八日

役人印

研究

進上

佐柏と国木田祐歩(三)

一招魂所

会員山木保

保

「第三資料 甲」

(註一)

一表

(註二)

古者當浦百姓共打繞く不漁に付難於仕候に付書面之
通正表辭付仕度奉願候。右願之趣被寫^ニ仰付^ニ被下候
はゞ難首仕合可案存候。依奉願候延如件

慶應三年卯年二月九日

三役人印

(裏面文字)

勤皇白井隊之碑

○白井市

白井公園に、次のよう空記念碑が走っています。

(正面文字)

勤皇白井隊之碑

明治十年六月一日薩軍三千白井ニ迫ル。

旧白井藩士八百之ヲ遂擧シテ利アラズ。死ノル者

四十三。

當時、薩將西郷、勢望天下ヲ压シ、人皆帰趣ニ
迷フノ時、白井藩士八百ヲ順逆ヲ誤ラズ、必死ヲ期
シテ寡ヲ以テ衆ニ敵ス。

其ノ勤皇ノ精神ト悲壯ノ決意トハ、燐乎鬼神ヲ哭
カシム。

郷党ノ有志將募ニ鑑ル所アリ。

茲ニ碑ヲ建テ、以テ其ノ忠烈ヲ後昆ニ貽サントス。

白井隊義戰頭彰会

戮死者片切八三郎

遺腹中根負者撰並書

進

上

印二月十日

三役人印

「第五資料 乙」

一表

(註二)

奉差上表辭情御請証文之事

一表 (註二)

右者當浦百姓共打繞く不漁に付難於仕候に付書面之
道正表辭付仕度奉願候。尤返上之義以當秋急度返上可仕上候。依
御請証文奉差上候延右日書面之通御座候。依テ此段
御斷申上候以上

進

上

(註二)「奉頭口上書」が省かれ、「進上」と書かれてない。
(註二)甲、乙共表の数量が書かれています。

(終)

(註)戦死者芳名片切八三郎(外四十二名)の名前が刻み込まれています。